

# 特定非営利活動法人 未来開拓の里 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 未来開拓の里という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市駅家町大字服部本郷 1266 番地に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、備後地区の青少年に対し、自然や地域の人々との協働の体験の中から学び成長することと、情報・技術に関する知識とのバランスのとれた人間への成長を支援することをもって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 環境の保全を図る活動
- ④ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑤ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑥ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 地域コミュニティの再生及び人材育成を図る事業
- ② 自然環境・文化体験プログラムの実施事業
- ③ 文化・芸術の振興を通じた青少年の育成を図る事業
- ④ 自然体験・文化体験の指導者育成事業
- ⑤ 地域団体の活動支援・地域情報の発信を行う事業
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

③ 特別会員・名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体。

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

① 死亡したとき。団体にあつては解散したとき。

② 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

### (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の種類別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上5人以内
  - ② 監事 1人以上3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。
  - 3 理事及び監事は、兼任することはできない。
  - 4 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
    - ① 理事長 1名
    - ② 副理事長 2名以内
    - ③ 専務理事 2名以内
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3等親以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を分担して処理する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

#### (監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により報酬を受けることができ、その余の役員は無報酬とする。

- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

### (総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第21条 総会は、この法人の運営に関する以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他この法人の運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③ 監事が第14条第4号の規定により招集したとき

### (総会の招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定によって監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第25条 総会においては、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員の現在数

③ 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

④ 審議事項及び議決事項

⑤ 議事の経過の概要及びその結果

⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 総会に付議すべき事項。

② 総会の議決した事項の執行に関する事項。

③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

① 理事長が必要と認めたとき。

② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③ 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事長は前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に掲載された財産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生じる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第36条 その法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会において承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

- 2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。
  - ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
  - ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
  - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがあるもの全員の氏名を記載した書面
  - ④ 前事業年度において会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第48条 正会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。



## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 広島県知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

## 第9章 雑則

### (公告)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### (委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
  - ① 正会員  
入会金 10,000 円 会費年額 5,000 円
  - ② 賛助会員  
会費年額 2,000 円 (1口から)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日とする。
  - ① 理事長 岡田 秀一  
副理事長 坂本 順  
副理事長 三谷 健一  
専務理事 相部 啓太  
専務理事 倉田 博樹
  - ② 監 事 桐島 正充
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第4号並びに第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年8月31日までとする。